

2025 年度広島経済大学公的研究費不正防止計画

2025 年 3 月 10 日

広島経済大学では、「広島経済大学公的研究費の管理監査規程」第 3 条第 2 項及び第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うための不正防止計画を以下のとおり定めるものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|--------------------------------------|--|
| 公的研究費の各責任者及び責任範囲と権限について、学内での意識が低下する。 | 本学で定める公的研究費の各責任者及び責任範囲と権限について、学内の説明会等において定期的に周知するとともに、ホームページで学内外に公表することで、意識の向上を図る。 |

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|----------------------------------|---|
| 公的研究費の事務処理手続きに関するルールが十分理解されていない。 | 事務処理手続きに関するハンドブックを作成・配布するとともに、研究者及び事務職員向けの説明会を定期的で開催し、適正な運用の徹底を図る。 |
| 公的研究費の使用ルール等と運用実態が乖離する。 | 使用ルール等と運用実態に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、必要に応じて事務手続きの修正も含めた対策を講じる。 |
| コンプライアンスに対する意識が低下する。 | 公的研究費の管理・運営に関わる構成員を対象とした研修会、及び機関の全構成員を対象とした啓発活動を盛り込んだ「広島経済大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動実施計画」を策定し実施する。 |
| 不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて通報を躊躇する。 | 通報者に不利益が生じないように取り扱う旨、ホームページ等で学内外に周知する。 |
| 行動規範や使用ルール等に関する理解が低下する。 | 研究者及び事務職員を対象に行動規範や使用ルール等の説明会を開催する他、制度や使用ルール等に変更があった場合は、適宜、説明を行うなどにより、周知徹底する。 |

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|---|--|
| 不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因の把握が不十分の場合に、実効性のある不正防止計画とならず、不正防止とならない。 | 不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正防止計画となるよう、必要に応じて見直しを行う。 |

4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|---|--|
| 予算執行状況の把握が不十分となり、年度末に予算執行が集中する。 | 研究者及び事務職員は、収支簿にて予算執行状況の確認を行うとともに、進捗状況が著しく遅れている場合は、改善を求め、必要に応じて副学長又は学部長名で注意喚起を行う。 |
| 謝金の支払に関する算出根拠の確認が不十分となる。 | 研究者に対し、説明会において、謝金単価の設定基準に関する説明を適切に行う。謝金の算出根拠が不明瞭な場合、具体的な算出根拠の提出を求める。 |
| アルバイト代の支払に関する勤務日時や内容などの勤務実態の確認が不十分となる。 | 非常勤雇用者がその日の業務終了後に勤務時間、勤務内容を記入・押印した出勤簿を、地域経済研究所が確認・管理する。また、研究者及び非常勤雇用者から不定期な聞き取り調査を行い、勤務実態の確認を行う。 |
| 出張旅費の支払に関して、提出書類の形骸化により出張事実の確認が不十分となる。 | 研究打合せや調査・資料（情報）収集等について、用務を行う場所や内容が確実に確認できる書類の提出を求める。必要に応じて、用務先への出張事実の確認を行う。 |
| 請求書や納品書の確認及び検収が不十分となることにより、不正な取引の要因となる。 | 研究者に対し、公的研究費で購入する物品については物品の金額に関わらず事務部門による検収が定められていることを周知徹底する。 |
| 一定の業者に発注が偏ること等により癒着に対する意識が低下する。 | 業者に対し、不正行為に関係した場合には取引停止等の処分が行われることを周知する。取引数の多い業者については、不正に加担しない旨の誓約書を提出してもらう。 |
| パソコン等の換金性の高い物品の管理が不十分となる。 | 備品及び換金性の高い物品については、備品台帳の作成、シールの貼付を行うほか、リスクアプローチ監査による所在確認（現物確認）を行う。 |

5. 情報発信・共有化の推進

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|--|---|
| 使用ルールに抵触するか否かを事前に相談できる体制が不十分なため、不正な取引の要因となる。 | 研究者に対し、競争的研究費の使用に関する相談窓口の周知徹底を図り、不正な取引を防止する。また、窓口においても統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進を行う。 |
| 不正への取組に関する本学の方針等の公表が不十分である。 | 「広島経済大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」他、関連規程等を公開する。 |

6. モニタリングの在り方

| 不正発生の要因 | 不正防止計画 |
|--|--|
| 公的研究費に関する不正の発生要因及び管理体制の検証が不十分となり、適切なモニタリングが実施できなくなる。 | 内部監査部門は、監事及び不正防止計画推進部署と連携し、不正防止計画や管理体制が適正であるか検証し、必要に応じて見直しを行う。 |